

長野県

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応について

(行政機関の役割分担と標準的な手順) 資料編

高齢者虐待状況報告書等の報告要領

1 報告様式

(1) 通報・相談受理時

様式1「養介護施設従事者等による高齢者虐待相談（通報）報告書」について

※相談・通報がなされた時点で、すみやかに提出してください。

(2) 市町村における事実確認調査等実施後

様式2「養介護施設従事者等による高齢者虐待状況報告書」について

※虐待事例の事実確認調査等実施後、すみやかに提出してください。

ア 虐待の事実が認められた場合

事例ごとに別添「養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）」（厚生労働省様式）及び事実確認の経過が分かる記録（任意様式）を添付してください。

※虐待が認められた場合及び、下記イのうち虐待の疑いがある場合には、下記（3）による終結の判断の報告を必ず行ってください。

※また、虐待の事実が認められなかった場合等にあつて、不適切なケアを認め、施設に対して改善を求めた場合にも、下記（3）による終結の判断の報告を行ってください。

イ 以下に該当する場合

- ・虐待の事実が認められなかった
- ・虐待の疑いがある（判断に至らなかった。）
- ・調査協力拒否
- ・不明、その他

判断根拠または経過が分かる記録（任意様式）を添付のこと

ウ 施設に対して改善指導を行った場合（虐待の事実が認められた場合は必ず記入）

市町村が行った指導・助言の内容等を記載し提出してください。

(3) 「終結の判断」を行った後

様式3「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応（終結）報告書」について

※虐待事例の終結の判断の後、すみやかに提出してください。

様式3の提出に併せて、改善指導の後に施設から提出のあった、改善計画等（添付書類（マニュアル、研修記録等）を含む）を提出してください。

2 報告方法

管轄保健福祉事務所（福祉課）を経由して、介護支援課あてに郵送またはメール（緊急の場合）により提出してください。（FAX 不可）

3 参考法令

高齢者虐待防止法第22条

4 その他

介護支援課に提出された報告書等は地域福祉課福祉監査担当部署と共有します。

(様式1)

年 月 日

養介護施設従事者等による高齢者虐待相談（通報）報告書

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談（通報）がありましたので報告します。

1 虐待の相談・通報者（該当する者に○印をつけてください。）

- ・本人
- ・養介護施設従事者等（当該施設職員・元職員・管理者・)
- ・その他（警察・ケアマネ・家族・)

2 状況

（現段階で把握している内容を記載してください。）

- ・ 養介護施設等の名称
- ・ サービスの種別
- ・ 所在地
- ・ 受付日
年 月 日
- ・ 相談・通報内容

3 市町村の取組方針等

4 県との連携の必要性

- ・ 事実確認調査への同行（必要とする理由)
- ・ 広域調整
- ・ 介護保険、老人福祉法による権限行使
- ・ その他（)

市町村名 _____ 担当課名 _____

担当者名 _____ 連絡先 _____

(様式2)

年 月 日

養介護施設従事者等による高齢者虐待状況報告書

養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について報告します。

1 施設の名称 ()

2 状況 (該当箇所に記載、または○印をつけてください。)

○確認調査実施 (調査日 年 月 日) ※複数日に渡る場合は全ての日を記載

- ・ 事実確認方法 ()
- ・ 施設訪問調査 ()
- ・ 電話調査 ()
- ・ その他 ()
- ・ 実施体制 ()
- ・ 相手方 ()

○結果

※ 事実確認等の経過 (虐待が認められなかった場合もその判断根拠が分かるもの) (任意様式) を添付のこと。

- ・ 虐待が認められた。(「養介護施設従事者等による高齢者虐待について (報告)」を事案ごと添付)
- ・ 虐待は認められなかった。
- ・ 虐待の疑いがある。(判断に至らなかった。)(養介護施設側が虐待を否定、高齢者本人が虐待を否定など)
- ・ 養介護施設、養介護事業所が調査協力拒否 (理由)
- ・ その他 ()

3 今後の確認調査について

- ・ 確認調査は終了
- ・ 確認調査を続行
- ・ 県との共同調査が必要

4 市町村の対応

- ・ 施設に対する指導
- ・ 改善計画提出依頼
- ・ 介護保険法上の権限行使を行った。(行う予定)
- ・ その他 ()

※ 施設に対する改善計画書の提出依頼等の後に提出された改善計画書等 (マニュアル等含む) は、(様式3) による報告の際に添付のこと。

市町村名 _____ 担当課名 _____

担当者名 _____ 連絡先 _____

養介護施設従事者等による高齢者虐待について(報告)

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事案が認められた事案である。

特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 : _____

・サービス種別 : _____

(事業者番号 : _____)

・所 在 地 : _____

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢階級及び要介護度その他の心身の状況

性 別	男 ・ 女	年 齢 階 級 ※	
要介護度等	要支援	1 2	
	要介護	1 2 3 4 5	
	その他		
心身の状況			

※ 該当する番号を記載すること

1 65～69 歳 2 70～74 歳 3 75～79 歳 4 80～84 歳

5 85～89 歳 6 90～94 歳 7 95～99 歳 8 100 歳以上

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待	介護・世話の放棄・放任	
	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
	その他(_____)		
虐待の内容			
発 生 要 因			

4 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名(※)		生年月日(※)	
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)			

5 市町村が行った対応

<input type="checkbox"/> 施設等に対する指導 <input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画の提出依頼 <input type="checkbox"/> 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導 <input type="checkbox"/> (主として地域密着型サービスについて)介護保険法の規定に基づく勧告・命令・処分 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載すること)
--

6 虐待を行った養介護施設従事者等において改善措置が行われている場合にはその内容

<input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画の提出 <input type="checkbox"/> 介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載すること)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、上記の通り報告する。

年 月 日

長野県知事 様

長

印

(注) (※)印の項目については、不明の場合には記載しなくてよい。

(様式3)

年 月 日

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応（終結）報告書

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の終結の判断について報告します。

1 施設の名称 ()

2 対応状況

下記(1)～(3)の記載については、内容の確認できる書類の提出により省略可能です。

(1) 改善計画書の提出依頼

ア 提出依頼日 年 月 日
イ 内 容

(2) 施設からの改善計画等

ア 提出日 年 月 日
イ 内 容

(3) モニタリング・評価会議の実施について

ア 実施日 年 月 日
イ 内 容

3 終結の判断

養介護施設従事者等による虐待状態の解消及び、養介護施設等において虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができていると確認できているか。

(1) 「終結の判断」を行った日 年 月 日

(2) 判断に至る経過

※ 内容の確認できる書類の提出により省略可能です。

市町村名 _____ 担当課名 _____

担当者名 _____ 連絡先 _____

【参考1】

「高齢者虐待防止法」第2条に規定する養介護施設・養介護事業

【養介護施設】

- 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）
- 地域包括支援センター
- 養護老人ホーム（老福） ○有料老人ホーム（老福） ○軽費老人ホーム（ケアハウス含む）
- 老人介護支援センター（老福） ○老人福祉センター（老福）

【養介護事業】

- 居宅介護支援事業者 ○介護予防支援事業者
- 居宅サービス事業者
 - ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導
 - ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨ 短期入所療養介護
 - ⑩特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具販売
- 地域密着型サービス事業者
 - ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③認知症対応型通所介護
 - ④小規模多機能型居宅介護 ⑤認知症対応型共同生活介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑧複合型サービス
- 介護予防サービス事業者
 - ①介護予防訪問入浴介護 ②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション
 - ④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション
 - ⑥介護予防短期入所生活介護 ⑦介護予防短期入所療養介護
 - ⑧介護予防特定施設入居者生活介護 ⑨介護予防福祉用具貸与 ⑩特定介護予防福祉用具販売
- 地域密着型介護予防サービス事業者
 - ①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ③介護予防認知症対応型共同生活介護
- 第一号事業者
 - ①第一号訪問事業 ②第一号通所事業

※老人福祉法に基づく老人福祉施設＝（老福）

老人福祉法上で定める老人居宅生活支援事業と介護保険サービスの整理

老人福祉法上のサービス名	介護保険法上のサービス名	
	県が指定・監督	市町村が指定・監督（地域密着型等）
老人居宅介護等事業	訪問介護	夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第一号訪問事業
老人デイサービス事業	通所介護	（介護予防）認知症対応型通所介護 第一号通所事業
老人短期入所事業	（介護予防）短期入所生活介護	
小規模多機能型居宅介護事業		（介護予防）小規模多機能型居宅介護
認知症対応型老人共同生活援助事業		（介護予防）認知症対応型共同生活介護
複合型サービス福祉事業		複合型サービス

【参考2】 老人福祉法・介護保険法による権限規定

老人福祉法

条文	区分	内 容
第 18 条	都道府県知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの施設長に対する報告徴収・立入検査等
第 18 条の 2	都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令、老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限、停止命令
第 19 条	都道府県知事	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム設置者に対する事業廃止命令、認可取消
第 29 条	都道府県知事	有料老人ホーム設置者に対する報告徴収・立入検査等、有料老人ホーム設置者に対する改善命令、事業停止命令

介護保険法

条文	区分	内 容
第 76 条	都道府県知事・市町村長	指定居宅サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
第 76 条の 2	都道府県知事	指定居宅サービス事業者等に対する勧告・公表・措置命令
第 77 条	都道府県知事	指定居宅サービス事業者等に対する指定取消・指定の効力停止
第 78 条の 7	市町村長	指定地域密着型サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
第 78 条の 9	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
第 78 条の 10	市町村長	指定地域密着サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
第 83 条	市町村長	指定居宅介護支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
第 83 条の 2	市町村長	指定居宅介護支援事業者等に対する勧告・公表・措置命令
第 84 条	市町村長	指定居宅介護支援事業者等の指定取消・指定の効力停止
第 90 条	都道府県知事・市町村長	指定介護老人福祉施設開設者等（施設の長、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
第 91 条の 2	都道府県知事	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令
第 92 条	都道府県知事	指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止
第 100 条	都道府県知事・市町村長	介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等

第 103 条	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者等に対する勧告・公表・措置命令
第 104 条	都道府県知事	介護老人保健施設の指定取消・指定の効力停止
(旧) 第 112 条	都道府県知事・市町村長	指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等
(旧) 第 113 条の 2	都道府県知事	指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
(旧) 第 114 条	都道府県知事	指定介護療養型医療施設の指定取消・指定の効力停止
第 114 条の 2	都道府県知事・市町村長	介護医療院の開設者等に対する報告徴収・立入検査等
第 114 条の 5	都道府県知事	介護医療院の開設者に対する勧告・公表・措置命令
第 114 条の 6	都道府県知事	介護医療院の許可取消・許可の効力停止
第 115 条の 7	都道府県知事・市町村長	指定介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
第 115 条の 8	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
第 115 条の 9	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
第 115 条の 1 7	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
第 115 条の 1 8	市町村長	指定地域密着型介護サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
第 115 条の 1 9	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
第 115 条の 2 7	市町村長	指定介護予防支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
第 115 条の 2 8	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
第 115 条の 2 9	市町村長	指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止